

令和4年 第4回定例会

(令和4年12月23日)

北薩広域行政事務組合議会会議録

北薩広域行政事務組合議会

令和4年第4回定例会会議録目次

第1号(12月23日)(金曜日)

1.	開 会	-----	7
1.	開 議	-----	7
1.	諸般の報告	-----	7
1.	仮議席の指定	-----	7
1.	議会運営委員長の報告	-----	7
1.	会期及び会期日程の決定	-----	8
1.	議事日程の報告	-----	8
1.	議 事	-----	8
1.	選挙第2号上程	-----	9
1.	議席の指定	-----	10
1.	会議録署名議員の指名	-----	10
1.	選任第3号上程	-----	10
1.	選任第4号上程	-----	11
1.	議案第4号上程	-----	11
	提案理由説明・質疑・討論・表決(原案可決)		
1.	議案第5号上程	-----	13
	提案理由説明・質疑・討論・表決(原案可決)		
1.	議案第6号上程	-----	13
	提案理由説明・質疑・討論・表決(原案可決)		
1.	議案第7号上程	-----	13
	提案理由説明・質疑・討論・表決(原案可決)		
1.	議案第8号上程	-----	13
	提案理由説明・質疑・討論・表決(原案可決)		

1.	議案第9号上程	-----	17
	提案理由説明・質疑・討論・表決（原案可決）		
1.	議案第10号上程	-----	17
	提案理由説明・質疑・討論・表決（原案可決）		
1.	議案第11号上程	-----	20
	提案理由説明・質疑・討論・表決（原案可決）		
1.	議案第12号上程	-----	20
	提案理由説明・質疑・討論・表決（原案可決）		
1.	議案第13号上程	-----	22
	提案理由説明・質疑・討論・表決（原案可決）		
1.	発議案第2号上程	-----	24
	提案理由説明・質疑・討論・表決（原案可決）		
1.	閉会中の継続調査について上程	-----	26
	可決		
1.	閉会中の継続審査について上程	-----	27
	可決		
1.	議員派遣について上程	-----	27
	可決		
1.	散 会	-----	28

令和4年第4回定例会会期日程表

月 日	曜日	会 議	事 項	備 考
12月23日	金	本会議（第1日）	条例議案（提案理由説明・質疑・即決） 令和4年度補正予算（提案理由説明・質疑・即決） その他	
12月24日	土	休会		
12月25日	日	休会		
12月26日	月	休会	※一般質問通告期限（正午）	
12月27日 ～ 1月17日	火 火	休会		
1月18日	水	本会議（第2日）	一般質問	
※会期 12月23日から1月18日までの27日間				

※1月18日は一般質問がなかったため自然閉会となった。

令和4年第4回定例会議案等

1 議案

- 議案第4号 北薩広域行政事務組合事務局設置条例の制定について
- 議案第5号 北薩広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 議案第6号 北薩広域行政事務組合情報公開条例の制定について
- 議案第7号 北薩広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 議案第8号 北薩広域行政事務組合議員報酬、非常勤職員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 北薩広域行政事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第11号 北薩広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 北薩広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 議案第13号 令和4年度北薩広域行政事務組合補正予算（第2号）

発議案第2号 北薩広域行政事務組合議会定例会の回数を定める条例及び北薩広域行政事務組合議員報酬、非常勤職員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2 その他

閉会中の継続調査について（総務委員会）

閉会中の継続審査について（議会運営委員会）

議員の派遣について

令和4年北薩広域行政事務組合議会第4回定例会会議録第1号

令和4年12月23日（金曜日）

会議の場所 環境センター（3階大会議室）

出席議員9名

1 番	濱 田 洋 一 議員
2 番	宇 都 修 一 議員
4 番	仮屋園 一 徳 議員
5 番	楠 元 康 博 議員
6 番	江川野 一 成 議員
7 番	南 鶴 洋 志 議員
8 番	日 高 信 一 議員
9 番	木 下 孝 行 議員
10 番	出 水 睦 雄 議員

欠席

3 番	中 浦 雅 彦 議員
-----	------------

地方自治法第121条の規定による出席者

理事長 椎 木 伸 一

副理事長代理 松 崎 裕 介

理事代理 長 岡 勇 二

議会事務

書記長 春 田 和 彦

次長 華 野 順 一

事務局

高 橋 正 一	事務局長
勢 屋 伸 一	総務課長
中 川 淳 一	施設管理課課長補佐
松 本 修 一	総務課介護認定審査係長
山 下 陽 一	総務課施設整備係長
戸 崎 昭 文	施設管理課リサイクルセンター管理係長
西 田 清 一	施設管理課主幹兼衛生センター管理係長
山 岡 寿 史	総務課庶務係長（議会事務併任）
西 村 典 剛	総務課庶務係主任主査（議会事務併任）

付議した事件

選挙第2号	議長の選挙
選任第3号	常任委員の選任について
選任第4号	議会運営委員の選任について
議案第4号	北薩広域行政事務組合事務局設置条例の制定について
議案第5号	北薩広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
議案第6号	北薩広域行政事務組合情報公開条例の制定について
議案第7号	北薩広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
議案第8号	北薩広域行政事務組合議員報酬、非常勤職員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第9号	北薩広域行政事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第11号	北薩広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号	北薩広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
議案第13号	令和4年度北薩広域行政事務組合補正予算（第2号）
発議案第2号	北薩広域行政事務組合議会定例会の回数を定める条例及び北薩広域行政事務組合議員報酬、非常勤職員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	閉会中の継続調査について（総務委員会）
	閉会中の継続審査について（議会運営委員会）
	議員の派遣について

午前 10 時 00 分 開 会

《開 会》

(日高信一副議長)

おはようございます。副議長の日高です。

阿久根市長選挙に伴い、現在、議長が不在となっておりますので、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、議長の職務を務めさせていただきます。

ただいまの出席議員 9 名であり、定足数に達しております。

これより、令和 4 年北薩広域行政事務組合議会第 4 回定例会を開会いたします。

《開 議》

(日高信一副議長)

これより本日の会議を開きます。

《欠席・遅刻届出議員の報告》

(日高信一副議長)

3 番、中浦雅彦議員から、本日の会議に欠席する旨の届出が出ております。

《諸般の報告》

(日高信一副議長)

諸般の報告を行います。

理事長から提出のありました諸般の報告を議席に配布しておきました。

また、これまで阿久根市議会選出の白石純一議員、濱門明典議員、竹原信一議員の 3 名が議員辞職しました。

白石議員については、阿久根市議会議長において、濱門議員については、阿久根市議会本会議において、これを許可されました。

また、竹原議員については、阿久根市長選挙告示日において失職しておりますので、報告いたします。

それにより、令和 4 年 11 月 18 日、12 月 21 日付けで、阿久根市議会から当組合議員について、木下孝行議員、仮屋園一徳議員、濱田洋一議員の選出がありました。

以上が、主な報告事項であります。

《日程第 1 仮議席の指定》

(日高信一副議長)

日程第 1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席とします。

《議会運営委員長の報告》

(日高信一副議長)

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

(議会運営委員長【出水睦雄議員】)

おはようございます。

本定例会の会期及び日程について、議会運営委員会が協議しました結果につきまして、御報告を申し上げます。

まず、会期日程について申し上げます。

12月24日から令和5年1月17日までは、休会とします。令和5年1月18日は、本会議第2日の会議を開き、一般質問を行います。また、新たに議案等があったときは、この日に上程することといたします。

なお、一般質問の通告期限は、12月26日正午までとなります。質問をされる方は、通告書に所定の事項を記載し、提出されるようお願いいたします。

以上のことから、本定例会の会期は、本日から令和5年1月18日までの27日間と決めました。

次に、本日の議事日程について申し上げます。日程第8、条例議案を個別に上程、日程第9から日程第12までの条例議案の4件、日程第13と、日程第14の条例議案の2件、日程第15と、日程第16の条例議案の2件を、それぞれ一括上程、日程第17と、日程第18を、個別に上程します。

なお、日程8から日程第18まで、いずれも提案理由等の説明の後、委員会付託を省略し、即決の扱いとします。

皆様の御協力をお願い申し上げ、議会運営委員会の委員長報告といたします。

《日程第2 会期及び会期日程の決定》

(日高信一副議長)

日程第2、会期及び会期日程の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期及び会期日程については、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(日高信一副議長)

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から1月18日までの27日間とし、会期日程については、配布してあります、会期日程表のとおりとすることに決定しました。

《議事日程の報告》

(日高信一副議長)

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおり決めました。

《議 事》

(日高信一副議長)

これより議事日程により、議事を進めます。

《日程第3 選挙第2号》

(日高信一副議長)

日程第3、選挙第2号議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、議員中に異議がないときは、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法を用いることができますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(日高信一副議長)

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、当職において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(日高信一副議長)

御異議なしと認めます。

よって、指名することに決定いたしました。

議長に、木下孝行議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました木下孝行議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(日高信一副議長)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました木下孝行議員が議長に当選されました。

木下孝行議員が、議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人の承諾を求めます。木下孝行議員、自席で御挨拶をお願いいたします。

(木下孝行議員)

ただいま、議長職に選任をいただきました。北薩広域行政事務組合議長として恥じないよう努めてまいりたいと思います。

また、議員各位の御協力、御理解も併せてよろしくお願い申し上げます。

(日高信一副議長)

以上で、議長の選挙は終わりました。

それでは、議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩いたします。

午前10時9分 休 憩

午前10時9分 再 開

(木下孝行議長)

再開します

《日程第4 議席の指定》

(木下孝行議長)

日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項及び第2項の規定により、議長において、これを指定します。

議席番号1番、濱田洋一議員、4番、仮屋園一徳議員、9番、木下孝行議員、それ以外の方は、お手元に配布の議案のとおり指定します。それでは皆様、氏名標をお立てください。

《日程第5 会議録署名議員の指名》

(木下孝行議長)

日程第5、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、2番、宇都修一議員、10番、出水睦雄議員を指名いたします。

《日程第6 選任第3号 常任委員の選任》

(木下孝行議長)

日程第6、選任第3号、常任委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、1番、濱田洋一議員、4番、仮屋園一徳議員を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと、認めます。

よって、総務委員は、1番、濱田洋一議員、4番、仮屋園一徳議員を選任することに決定いたしました。

これから、暫時休憩の上、総務委員会の委員長を互選していただきます。委員会条例第9条第2項の規定により、総務委員会副委員長は、委員会を招集し、委員長を互選してくださるようお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩します。

なお、会議開始時刻は、追ってお知らせします。

午前10時11分 休 憩

午前10時18分 再 開

(木下孝行議長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(木下孝行議長)

総務委員会委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので、お知らせします。

総務委員会委員長に、濱田洋一議員が決定しております。

《日程第7 選任第4号 議会運営委員の選任》

(木下孝行議長)

日程第7、選任第4号議会運営委員の選任について議題とします。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、1番、濱田洋一議員、4番、仮屋園一徳議員を指名したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと、認めます。

よって議会運営委員は、1番、濱田洋一議員、4番、仮屋園一徳議員を選任することに決定いたしました。

これから、暫時休憩の上、議会運営委員会の副委員長を互選していただきます。委員会条例第9条第2項の規定により、議会運営委員長は、委員会を招集し、副委員長を互選して下さるようお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩します。

なお、会議開始時刻は、追ってお知らせします。

午前10時19分 休 憩

午前10時26分 再 開

(木下孝行議長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(木下孝行議長)

議会運営委員会の副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので、お知らせします。

議会運営副委員長に、仮屋園一徳議員が決定しております。

《日程第8 議案第4号》

日程第8、議案第4号北薩広域行政事務組合事務局設置条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

おはようございます。

ただいま上程されました、北薩広域行政事務組合事務局設置条例の制定について、提案理由を説明します。

この条例は、地方自治法第158条第1項の規定に基づきまして、理事長の直近下位の内部組織として、事務局を置くことを定めようとするものであります。

当組合においては、これまで、事務局の設置を組合規約に規定し、事務局に関する事項と分掌事務を、事務局処務規程に定めていましたが、これを法律の規定に基づき、条例に定めようとするものであります。

これに伴い、これまで、事務局処務規程に定めていた事務局に設置する課、事務分掌等に関する規定は、規則に委任することとし、事務局処務規程を廃止することとしております。

具体的な条例の内容は、第1条に、理事長の権限に属する事務を処理させるために事務局を置くことを規定し、第2条に事務局に設置する課及び事務分掌に関し必要な事項は、規則に定めることを規定しております。

なお、附則において、この条例の施行日を規定しております。

よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

(木下孝行議長)

これより質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」という者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

討論を許します。討論ありませんか。

(「なし」という者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり可決されました。

**《日程第9議案第5号・日程第10号議案第6号・日程第11号議案第7号
・日程第12号議案第8号 一括上程》**

(木下孝行議長)

日程第9から日程第12までの条例議案4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

ただいま一括上程されました議案のうち、議案第5号北薩広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、提案理由を説明いたします。

個人情報保護制度については、令和3年の個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、施行日以後、地方公共団体においても、議会を除き、同法の適用を直接受け、運用されることとなります。

当組合では、これまで、条例を制定していませんでしたが、法律の改正に伴いまして、法律の施行に関し必要な事項を条例に定める必要が生じたため、新たに制定しようとするものであります。

条例の内容は、出水市の条例を準用することとし、第1条に趣旨を、第2条に準用規定を、第3条に読替規定を定めております。

なお、附則において、この条例の施行日を規定しております。

次に、議案第6号北薩広域行政事務組合情報公開条例の制定について、提案理由を説明いたします。

この条例は、北薩広域行政事務組合の諸活動を、住民に説明する責務を全うし、公正で開かれた行政運営を推進する取組の一環として、住民からの公文書の開示請求に対応するため、制定しようとするものです。

当組合では、これまで、住民からの開示請求には、出水市の例を参考に対応しており、開示決定等の根拠となる条例が存在しませんでした。

そこで、当該条例を制定することにより、条例に基づき適正に業務を遂行することとしたものであります。

条例の内容は、出水市の条例を準用することとし、第1条に目的を、第2条に準用規定を、第3条に読替規定を定めております。

なお、附則において、この条例の施行日を規定しております。

次に、議案第7号北薩広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、提案理由を説明いたします。

この条例は、先ほど説明した二つの条例の制定に伴い、行政不服審査法第81条第2項の規定に基づき、情報公開・個人情報保護審査会を設置しようとするものであります。

この審査会は、情報公開条例の規定に基づく事項を所掌するほか、個人情報の保護に関す

る法律の規定により、組合の実施機関の諮問に応ずること、さらに、個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づく諮問に応ずることを所掌しています。

条例の内容は、第1条に審査会の設置を、第2条に所掌事務を、第3条以下に委員や会議の運営方法等を規定しております。

なお、附則第1項において、この条例は、公布日から施行することとし、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い発生する事務は、令和5年4月1日から施行することとしております。

また、第2項には、審査会の招集の特例を規定しております。

次に、議案第8号北薩広域行政事務組合議員報酬、非常勤職員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明いたします。

この条例は、情報公開・個人情報保護審査会の設置に伴い、委員の報酬及び費用弁償を定めようとするものであります。

条例の内容は、別表に審査会委員を加えるもので、大学教授、弁護士等は、日額1万5,000円、その他の委員は、日額4,750円の報酬とし、費用弁償の額は、職員の旅費相当額とするよう定めています。

なお、附則に、この条例の施行日を規定しています。

よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

(木下孝行議長)

以上で提案説明が終わりました。

これから、議案第5号北薩広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」という者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を許します。討論ありませんか。

(「なし」という者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

(木下孝行議長)

次に、議案第6号北薩広域行政事務組合情報公開条例の制定について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

(木下孝行議長)

次に、議案第7号北薩広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、質疑を許します。

(「なし」という者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

(木下孝行議長)

次に、議案第8号北薩広域行政事務組合議員報酬、非常勤職員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を許します。

(「なし」という者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。
討論を許します。

(「なし」という者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

《日程第13議案第9号・日程第14議案第10号 一括上程》

(木下孝行議長)

日程第13から日程第14までの条例議案2件を、一括して議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

ただいま一括上程されました議案のうち、議案第9号北薩広域行政事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明いたします。

この条例は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、北薩広域行政事務組合の職員の定年を引き上げるために、所要の改正をしようとするものであります。

今回の定年制度の改正内容は、職員の定年を65歳とし、令和5年4月1日以降に、満60歳となる職員の定年を、2年ごとに1歳ずつ引き上げ、令和13年度までに、65歳となるよう経過措置が設けられるほか、60歳となる管理職の職員に、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制が導入されます。

また、従来の再任用短時間勤務制度の代替制度として、定年前の職員に、定年前再任用短時間勤務制が導入されるとともに、定年退職後の職員が、65歳に到達する年度まで勤務できるよう暫定再任用制度が設けられます。

さらに、職員が60歳に達する年度の前年度に、任命権者は、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供することとし、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう、努めることとされております。

次に、条例改正の内容であります。組合職員の定年等に関する条例は、これまで出水市職員の定年等に関する条例を準用してきたことから、今回の改正においても、出水市条例の改正内容に準じて、所要の改正を行っております。

具体的には、第1条では、法律改正に伴い、引用条文を改正し、第2条では、職員の定年制度は、一部を除き出水市の条例を準用することを規定しております。

また、第3条に、出水市条例の読替規定を定めております。

なお、附則において、この条例は、令和5年4月1日から施行することとし、令和5年度中に満60歳に達する職員に対する情報の提供、勤務の意思確認の規定は、公布の日から施行することを規定しております。

次に、議案第10号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由を説明いたします。

この条例は、組合職員の定年等に関する条例を改正することから、この条例と調整を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

今回、改廃をしようとする条例は、いずれも、出水市の条例を準用しているため、出水市の条例と整合を取りながら改廃することとしています。

まず、第1条の北薩広域行政事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正は、出水市の条例では、管理監督職勤務上限年齢に達している職員を降任させる場合の処分書の交付を不要とすることや、職員が60歳に達した日後の、最初の4月1日、以下この日を、「特定日」と言います。特定日以後の降給については、職員の意に反して行うことができることなどが規定されています。

組合の条例では、第2条の準用規定中の読替規定の文言を改めております。

次に、第2条の北薩広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正は、出水市の条例では、再任用短時間勤務職員を、定年前再任用短時間勤務職員に改めております。

組合の条例では、第3条の読替規定において、出水市が一部事務組合等の職員を定年前再任用短時間勤務職員として採用する場合の法律の条文を、組合が構成市町の職員を採用する場合の条文に読み替えるほか、各項の並べ替えをしております。

次に、第3条の北薩広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、出水市の条例では、育児休業をすることができない職員に、異動期間を延長された管理監督職の職員を加えるほか、再任用短時間勤務職員を、定年前再任用短時間勤務職員に改めています。

組合の条例では、出水市の条例改正に併せて、引用条文を改めています。

次に、第4条の北薩広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正は、出水市の条例では、特定日以後に、職員に適用される給料月額、当分の間、級号給に応じた給料月額に、100分の70を乗じて得た額とすることや、管理監督職勤務上限年齢に達したことにより、降任等をされた場合の特定日以後の給料月額を、原則として、管理職の職員であった当時の給料月額に、100分の70を乗じて得た額となるよう、管理監督職勤務上限年齢調整額を給料として支給すること、再任用短時間勤務職員を、定年前再任用短時間勤務職員に改めることなどが規定されております。

組合の条例では、第3条の読替規定において、出水市が一部事務組合等の職員を定年前再任用短時間勤務職員として採用する場合の法律の根拠条文を、組合が構成市町の職員を採用する場合の根拠条文に読み替えるほか、読み替える字句を追加しています。

最後に、第5条の北薩広域行政事務組合職員の再任用に関する条例の廃止は、従来の再任用制度の代替制度である、暫定再任用制度が、職員の定年等に関する条例に附則として規定されることとなるため、この条例を廃止することとしております。

なお、附則において、この条例の施行日を規定しています。

よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

(木下孝行議長)

以上で提案説明が終わりました。

議案第9号北薩広域行政事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」という者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。討論を許します。討論ありませんか。

(「なし」という者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採択いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(木下孝行議長)

次に、議案第10号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑を許します。

(「なし」という者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を許します。討論ありませんか。

(「なし」という者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

《日程第 15 議案第 11 号・日程第 16 議案第 12 号 一括上程》

(木下孝行議長)

日程第 15 から日程第 16 までの条例議案 2 件を、一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

ただいま一括上程されました議案のうち、議案第 11 号北薩広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明いたします。

この条例は、平成 19 年に制定された地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、第 1 条に定める引用条文を改正しようとするものであります。

本来であれば、法律の改正に合わせて、改正するべきでありましたが、条例制定後、育児休業の取得者が一人もいなかったため、この条例を適用する機会がなく、改正のタイミングを逸しておりました。

本年 8 月、制度発足後、初めて職員が育児休業を取得し、幸いにして、当該職員に適用される条文にずれはなく、適正に運用することができましたが、今後も制度が利用される可能性があるため、この機会に改正をしようとするものであります。

また、第 2 条の改正は、当組合の条例が準用している出水市の条例の規定のうち、育児休

業等をする事ができない職員として規定されている、一般職の任期付短時間勤務職員について、当組合には、このような任用制度がないため、当該部分の準用を除外しようとするものであります。あわせて、表内の文言修正を行っています。

なお、附則において、この条例の施行日を規定しています。

次に、議案第12号北薩広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、提案理由を説明します。

この条例は、地方公務員法第58条の2第3項の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

条例の内容は、出水市の条例を準用することとし、第1条に趣旨を、第2条に準用規定と読替規定を定めております。

なお、附則において、この条例の施行日を規定しております。

よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

(木下孝行議長)

以上で提案説明が終わりました。

議案第11号北薩広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を許します。

(「なし」という者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

(木下孝行議長)

次に、議案第12号北薩広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」という者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。討論を許します。討論ありませんか。

(「なし」という者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

《日程第17 議案第13号》

(木下孝行議長)

日程第17、「令和4年度北薩広域行政事務組合補正予算(第2号)」についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

ただいま上程されました令和4年度北薩広域行政事務組合補正予算(第2号)について、

提案理由を説明いたします。

今回の補正予算は、令和3年度決算に伴う純繰越金の計上、令和4年人事院勧告に基づく職員給与費の調整、エネルギー価格の高騰に伴う電気料の増額のほか、事業費の確定見込みによるものであります。

それでは、歳入歳出予算の補正について、歳出から先に説明しますので、14ページをお開きください。

第2款総務費では、287万円を増額するもので、令和4年人事院勧告に基づく給与制度の改正等に伴い、職員給与費を調整するほか、情報公開・個人情報保護審査会委員の報酬等の新規計上、退職手当負担金の増により、総務一般管理費を調整するものであります。

次に、第3款民生費では、74万1,000円を減額するもので、職員給与費の調整のほか、新型コロナウイルス感染防止のため、介護認定審査会等を対面審査から書面審査に変更したことにより、費用弁償等を調整するものであります。

次に、第4款衛生費では、163万円を増額するもので、職員給与費の調整のほか、各施設において、エネルギー価格の高騰に伴い、電気料の増額を行うとともに、委託料の確定見込みによる調整を行うものです。

次に、歳入を説明しますので、10ページをお開きください。

第3款国庫支出金では、循環型社会形成推進交付金の確定に伴い、9万6,000円を増額するもので、第6款繰越金では、令和3年度からの純繰越金2,387万6,000円を計上するものであります。

第7款諸収入では、14万円を増額するもので、これは、リサイクルセンターにおける鉄・アルミ類・古紙類の売却収入の変動に伴うものであります。

第8款組合債では、旧環境センター解体事業費及びストックヤード整備事業費の確定に伴う調整で、300万円を減額するものであります。

最後に第1款分担金及び負担金では、これまで説明しました、歳入歳出予算の補正に伴い、負担金を調整したほか、地方交付税分が確定したことにより、1,735万3,000円を減額するものであります。

以上が補正予算の概要になりますが、今回の補正額は、375万9,000円の追加で、これにより予算規模は、8億6,296万4,000円となるものであります。

次に、地方債補正を説明しますので、4ページをお開きください。

今年度の事業費の確定に伴い、旧環境センター解体事業に係る地方債限度額を、130万円減額し、110万円とするほか、リユース品等ストックヤード整備事業に係る地方債限度額を、170万円減額し、60万円とするものであります。

よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

(木下孝行議長)

提案説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」という者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

《日程第18 発議案第2号》

(木下孝行議長)

日程第18北薩広域行政事務組合議会定例会の回数を定める条例及び北薩広域行政事務組合議員報酬、非常勤職員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

(議会運営委員長【出水睦雄議員】)

ただいま議題となりました、発議案第2号北薩広域行政事務組合議会定例会の回数を定める条例及び北薩広域行政事務組合議員報酬、非常勤職員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明を申し上げます。

まず、第1条の北薩広域行政事務組合議会定例会の回数を定める条例の一部改正につきましては、新焼却処理施設建設事業に係る予定地の選定が進行中であった平成25年第1回定例会において、議会のチェック機能の強化を図ることを目的に、それまで年2回の開催であった定例会が、年4回に改正されました。

その後、令和3年3月に新焼却処理施設が完成し、稼働しておりますことから、改正前の回数であった年2回に戻そうとするものです。

次に、第2条の北薩広域行政事務組合議員報酬、非常勤職員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、先に述べました定例会の回数の改正に伴い、議員報酬も引き上げられたことから、今回の改正に併せて、改正前の報酬額に戻そうとするものです。

具体的には、議長の報酬を、年額5万円から3万7,000円に、副議長の報酬を、年額4万5,000円から3万2,000円に、常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の報酬を、年額4万3,000円から3万1,000円に、議会議員の報酬を、年額4万円から3万円に、それぞれ改正するものです。

なお、施行日ですが、定例会の回数を定める条例の一部改正につきましては、定例会の回数は、暦年で数えますので、令和5年1月1日とし、議員報酬の一部改正につきましては、年度で期間算定しますので、令和5年4月1日からとするものです。

これらの条例改正につきまして、北薩広域行政事務組合議会会議規則第14条第2項の規定により、発議案を提出するものです。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

(木下孝行議長)

以上で趣旨説明が終わりました。

これから、発議案第2号北薩広域行政事務組合議会定例会の回数を定める条例及び北薩広域行政事務組合議員報酬、非常勤職員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

(木下孝行議長)

4番、仮屋園議員

(仮屋園一徳議員)

今の提案については賛成ですが、少し確認させていただきたいと思います。

報酬等について、令和5年からということで分かったのですが、その適用については、以前は年2回だったのを、今説明があったように、平成25年から始まるいろいろな事業（新焼却処理施設整備関連事業）が大きくなるということで、年4回になり、今回2回に戻すというのには賛成です。

その報酬の適用についてですけど、ちょっと分からなかったのでお尋ねします。令和4年度については、1回減となるのか、そのままなのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

(議会運営委員長【出水睦雄議員】)

報酬については、ここに書いてあるとおり、私と委員会として決めました。ですから、4月1日からの報酬にはなるとは思いますけど、今回、本会議からの出席の方については、継続した割り振りで、金額が決まるのではないかなと思います。

(木下孝行議長)
よろしいですか。

(仮屋園一徳議員)
はい、よく整理してもらえば了解したいと思います。よろしく申し上げます。

(木下孝行議長)
ほかに質疑ありませんか。

(「なし」という者あり)

(木下孝行議長)
質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

(木下孝行議長)
会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略します。
討論を許します。

(「なし」という者あり)

(木下孝行議長)
討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)
御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

(木下孝行議長)
ここで、在席のまま暫時休憩いたします。

午前11時5分 休 憩

午前11時7分 再 開

(木下孝行議長)
再開します

《日程第19 閉会中の継続調査について》

(木下孝行議長)

日程第 19、閉会中の継続調査について、議題とします。

総務委員長から、会議規則第 109 条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。総務委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって、総務委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

《日程第20 閉会中の継続審査について》

(木下孝行議長)

日程第 20、閉会中の継続審査について、議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 109 条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

《日程第21 議員派遣について》

(木下孝行議長)

日程第 21、議員の派遣について議題とします。

お諮りします。会議規則第 165 条の規定により、お手元に配布しました議員派遣予定書のとおり派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。議員派遣については、お手元に配布しました議員派遣予定書のとおり派遣することに決定しました。

《議決事件の字句等の整理》

(木下孝行議長)

議決事件の字句等の整理について、お諮りいたします。

北薩広域行政事務組合議会、会議規則第 43 条の規定により、本定例会の会議結果作成において、条項、字句、数字、その他の整理については議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

《散 会》

(木下孝行議長)

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

第 2 日の会議は、1 月 18 日に開きます。

お疲れさまでした。

午前 11 時 9 分 散 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

北薩広域行政事務組合議会議長 _____

北薩広域行政事務組合議会副議長 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____